

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
なのはな農業協同組合 行動計画

仕事と家庭の両立を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日まで

2. 内容

目標1：男性の育児休暇取得率を30%以上とし、平均取得日数14日以上を目指す。

〈取組内容〉

- ・ 該当の職員に対して文書を発行し育児休暇の取得を促す。
- ・ 毎年6月に全職員に対して育児休暇取得推奨について周知、啓発する文書を発送する。

目標2：20歳から30歳の労働者の年間時間外・休日労働時間を10%削減する。

〈取組内容〉

- ・ 昨年度の年間時間外・休日労働時間の取得状況を把握する。
- ・ 雇用環境の整備と職員意識醸成のため、20歳から30歳の職員に限らず全職員が時間外労働時間の10%削減に対して意識して取り組む。
- ・ 毎年8月、全職員に対して時間外労働時間の削減について周知、啓発する文書を発送する。

目標3：管理職に占める女性の割合について20%以上を維持する。

〈取組内容〉

- ・ 経営層や管理職を対象に、会議にて女性活躍に関する意見交換をする。
- ・ 管理職育成のための研修カリキュラムを確認、見直しする。
- ・ 管理職候補の女性を対象とした研修を実施する。

目標4：労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を7日以上とする。

〈取組内容〉

- ・ 毎年3月
昨年度の年次有給休暇の取得状況を把握する。
今年度の連続職場離脱実施方法を休暇付与とし、離脱期間中の5営業日については年次有給休暇5日を取得させる。そのために「連続職場離脱実施計画書」を徴求する。
- ・ 毎年7/8月・1/2月
年2回、年次有給休暇取得の一環として土・日をはさむ4日間（2営業日を含む）を連続休暇とする指示文書を全事業所へ発送し、「連続休暇取得予定表」を提出させる。

女性の活躍の現状に関する情報公表

1. 管理職に占める女性の割合（令和8年2月28日現在）：21.2%
2. 令和7年度（令和7年3月1日～令和8年2月28日）全体に占める年次有給休暇5日以上の取得者の割合：98.1%